

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第42号

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県医学生修学資金貸付条例（平成19年香川県条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(修学資金の額)

第2条 条例第3条第1項の規則で定める修学資金の額は、月額12万円とする。

(貸付けの申込み)

第3条 修学資金の貸付けを受けようとする者は、知事が別に定める期日までに、医学生修学資金貸付申込書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 大学の学長又は学部長の推薦書（第2号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 条例第5条第1項に規定する保証人は、独立した生計を営む成年者2人とする。

- 2 修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、前項の保証人のうち1人はその者の法定代理人でなければならない。
- 3 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、速やかに、連帯保証人変更申請書（第3号様式）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第5条 知事は、第3条の規定による貸付けの申込みがあったときは、書面による審査及び必要に応じて面接による審査を行い、修学資金の貸付けの適否を決定し、その旨を当該申込みを行った者に通知するものとする。

(貸付けの方法)

第6条 修学資金は、原則として3月分を一括してその最初の月に貸し付けるものとする。

(借用証書の提出)

第7条 修学生(修学生が死亡したときは、その保証人)は、条例第3条第2項に規定する貸付期間が満了したとき又は条例第6条第1項の規定により貸付契約が解除されたときは、直ちに、医学生修学資金借用書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(返還の債務の免除の申請等)

第8条 条例第7条の規定による修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務免除申請書(第5号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の免除の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(返済の債務の免除となる期間)

第9条 条例第7条第1項第1号及び第8条第1項第4号に規定する規則で定める期間は、条例第3条第2項の規定による貸付期間の2分の3に相当する期間(その期間に1年に満たない端数があるときはこれを1年とし、知事が必要と認める休職期間を除く。以下「義務年限期間」という。)とする。

2 前項の義務年限期間には、医師法(昭和23年法律第201号)第16条の2第1項の規定による臨床研修(以下「臨床研修」という。)の修了後に行う専門的な臨床研修(知事が指定する医療機関で行うものに限る。以下「後期臨床研修」という。)の期間を含めることができるものとする。

3 前項の後期臨床研修の期間は、3年を限度として貸付期間に応じて知事が定める。

(後期臨床研修の承認)

第10条 前条第2項に規定する後期臨床研修を受けようとする者は、当該研修の開始3月前までに後期臨床研修承認申請書(第6号様式)に当該研修実施医療機関の開設者又は管理者の承諾書を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(返還の債務の履行猶予の申請等)

第11条 条例第9条の規定による修学資金の返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、医学生修学資金返還債務履行猶予申請書(第7号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査して修学資金の返還の債務の履行猶予の適否を決定し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(届出)

第12条 修学生又は修学資金の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 大学を退学し、休学し、復学し、若しくは停学の処分を受けたとき、又は正規の修学期間内に卒業する見込みがなくなったとき。
- (3) 臨床研修若しくは後期臨床研修を開始し、中止し、休止し、再開し、若しくは変更したとき、又は臨床研修を2年以内に修了する見込みがなくなったとき。
- (4) 修学又は業務に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- (5) 修学資金の貸付けを受けることを辞退しようとするとき。
- (6) 保証人の氏名若しくは住所に変更があったとき、又は保証人が第4条第1項及び第2項に規定する保証人の要件に該当しなくなったとき。
- (7) 医師の免許を取得したとき。
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第62条に規定する大学院に進学し、又は入学したとき。
- (9) 義務年限期間に達する前に、指定医療機関等において業務に従事しなくなったとき。
- (10) 医師法第7条第1項から第3項までに規定する処分を受けたとき。

2 保証人は、修学生又は修学資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、修学資金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

医学生修学資金貸付申込書

年 月 日

香川県知事 殿

申込者(本人)氏名 ㊟

香川県医学生修学資金貸付条例第2条の規定による医学生修学資金の貸付けを受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申し込みます。

本人	ふりがな氏名		大学名	大学	
	生年月日及び年齢	年 月 日生 (満 歳)		学部	学科
	住所及び電話番号	電話 ()			
	帰省先の住所及び電話番号	電話 ()			
貸付金額		月額 円			
貸付期間		年 月から 年 月まで			
連帯保証人	ふりがな氏名		年齢	歳	申請者との関係
	住所及び電話番号	電話 ()			
	ふりがな氏名		年齢	歳	申請者との関係
	住所及び電話番号	電話 ()			

備考 次の書類を添付すること。

- 1 大学の在学証明書
- 2 大学の学長又は学部長の推薦書 (第2号様式)
- 3 その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第3条関係）

推 薦 書

大学 学部 学科第 学年

氏 名

上記の者は、大学に 年 月に入学し、 年 月に卒業する見込み
であって、香川県医学生修学資金の貸付けを受けようとする者として
適当と認められますので推薦します。

年 月 日

香川県知事 殿

大学の学長又は学部長

印

第3号様式 (第4条関係)

連帯保証人変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

貸付決定番号第 _____ 号

申請者 住所 _____
 氏名 _____ (印)
 電話番号 _____

香川県医学生修学資金貸付規則第4条第3項の規定による保証人の変更の承認を受けた
 いので、次のとおり申請します。

旧 連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 氏 名	
	住 所 及 び 電 話 番 号	電話 ()
新 連 帯 保 証 人	ふ り が な 氏 氏 名	(印)
	住 所 及 び 電 話 番 号	電話 ()
	年 齢	歳
	申請者との関係	
変 更 の 理 由		

第4号様式（第7条関係）

医学生修学資金借用書

貸付決定番号第 号

金 _____ 円

香川県医学生修学資金貸付条例の規定による医学生修学資金 年 月分から
年 月分までとして、上記の金額を借用しました。

年 月 日

香川県知事 殿

住所

修 学 生 氏名 ⑩

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

住所

連帯保証人 氏名 ⑩

電話番号

医学生修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
 氏名 ④
 電話番号
 貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第7条の規定による医学生修学資金の返還の債務の免除を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号		
貸付総額	円	
免除申請額	円	
免除を申請する理由	<input type="checkbox"/> 香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当 <input type="checkbox"/> その他 []	
香川県医学生修学資金貸付条例第7条第1項第1号に該当する場合には、指定医療機関等の名称及び業務に従事した期間	名 称	期 間
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
		年 月 日～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第 号	年 月 日登録
休職した場合にあっては、その期間	年 月 日～ 年 月 日	
死亡した場合にあっては、その原因及び年月日	年 月 日	

- 備考 1 「免除を申請する理由」欄は、該当する□の中にレ印を記入し、「その他」の場合は、具体的な理由を記載すること。
- 2 知事が必要と認める書類を添付すること。

後期臨床研修承認申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所
氏名
電話番号

㊟

香川県医学生修学資金貸付条例施行規則第10条の承認を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	
医籍登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日登録
研修先の名称及び所在地	
研修期間	年 月 日～ 年 月 日
研修内容	

備考 後期臨床研修を受けようとする医療機関の開設者又は管理者の承諾書を添付すること。

医学生修学資金返還債務履行猶予申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住所

氏名

㊟

電話番号

貸付けを受けた者との続柄

香川県医学生修学資金貸付条例第9条の規定による医学生修学資金の返還の債務の履行猶予を受けた
いので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

貸付決定番号	
貸付総額	円
猶予を受けようとする額	円
猶予を受けようとする理由	
猶予を受けようとする期間	年 月 日～ 年 月 日
医籍登録番号及び登録年月日	第 号 年 月 日登録

備考 次の書類を添付すること。

- 1 猶予を受けようとする理由を証明することができる書類
- 2 その他知事が必要と認める書類